

イベント用給水機設置の流れは、以下のとおりです。

申請

イベント主催者は、「イベント用給水機等設置申込書」をイベント開催日の3箇月前から1箇月前までの間に、各区役所・支所内のエコまちステーション又は資源循環推進課へ提出してください。

※ 京都市認定エコイベントに登録しており500人以上の来場者が見込まれるイベント。

対象となるのは、京都市内に活動拠点のある自治会・町内会、NPO、学校、企業等の団体が主催するイベント等で、京都市内で開催されるもの。

(既に申込みがあり、貸し出せる給水機がない場合は、お断りすることもあります。またイベント会場の給水栓の形状によっては、給水機が設置できない場合があります。)



承認書交付

京都市からイベント主催者に「京都市イベント用給水機等設置承認書」をお渡します。



開催日までに

給水機の設置委託業者とイベント主催者の間で、設置箇所、搬出入手順等を事前に調整していただきます。



開催当日

設置委託業者が給水機を設置した後に常駐し、給水機の保守管理、給水補助、環境啓発等を実施します。終了後は業者が給水機を撤去します。



報告

イベント用給水機等の設置については、報告書類の提出は不要です。

※ 「京都市認定エコイベント実施報告書」を提出してください。